

改正

平成29年3月31日訓令第33号

令和7年2月20日訓令第5号

有田市成年後見制度利用支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を支援するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対して行う助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が成年後見、保佐又は補助(以下「成年後見等」という。)開始審判申立を行う者及び民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見等開始審判の申立てを行う者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けている者及びこれに準ずる者
- (2) その他当該開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬の全部又は一部(以下「審判申立費用等」という。)とする。ただし、成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲とする。

- 2 成年後見人等の報酬助成上限額は、特別養護老人ホーム、障害者入所施設等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円とする。

(申請)

第4条 成年後見人等の報酬助成を申請するものは、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等(以下「申請者」という。)とする。

- 2 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(審判申立費用等の助成)

第5条 市長は、本人の資産の状況を調査して、審判申立費用等の助成を行うものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第6条 審判申立費用等の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第7条 市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減す

るものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成29年3月31日訓令第33号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和7年2月20日訓令第5号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

成年後見人等の報酬助成申請書

有田市長 様

対象者 住 所
氏 名
生年月日

上記成年後見（保佐・補助）人
住所（所在）
氏名又は名称
電話番号

私は、有田市成年後見制度利用支援事業要綱第2条に規定する要件に該当しますので、同要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

助成に係る期間は、 年 月から 年 月分です。

記

報酬助成申請額	円
添付書類	1 成年後見人等から報酬等の請求を受けたことを証する書類 2 心身の状況及び生活状況等（収入及び資産の状況を含む。） を記載した書類 3 報酬付与の審判決定書の写し 4 登記事項証明書（申請を成年後見人等が行う場合） 5 その他市長が必要と認める書類
備考	